

番 号	21請願第3号 (総務付託)
受理年月日	平成21年6月3日
件 名	所得税法第56条廃止の意見書提出を求めることについて
提 出 者	三鷹市所在 三鷹民主商工会 婦人部長 齋藤 律子 ほか 159人
紹介議員	栗原 健治
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。</p> <p>所得税法第56条により事業主から控除できる「働き分」は、配偶者の場合年間86万円、家族の場合年間50万円です。家族従業者はこのわずかな控除しか所得とみなされないため、夫とともに日々切り盛りして働く業者婦人の働きは日額2,300円と低い経済的地位にあり、家族は独立するための住宅ローンも組めず、社会的にも経済的にも全く自立しにくい状況となっています。こうした現状は後継者不足にも影響しています。</p> <p>さらに配偶者やその息子・娘が事業に従事した場合、事業主に家族従業者の働き分を含めて申告するため、重税となっています。また家族従業者の働き分が必要経費として算入されないため下請単価に反映されず、低単価・低工賃の一因ともなっています。</p> <p>このように所得税法第56条は、個人の尊重（憲法第13条）、法の下での平等（同第14条）や両性の平等（同第24条）、財産権（同第29条）に反しており、配偶者や家族従業者の人格や労働を認めていません。私たちは、所得税法第56条を廃止し、現代社会・経済の実情に合わせ、配偶者や家族従業者の「働き分」を、事業主の控除としてではなく、必要経費として算入するよう求めます。</p> <p>よって、貴市議会において、所得税法第56条を廃止するよう国に対し意見書を上げ</p>	

ていただきますよう請願いたします。

〔請願項目〕

所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に上げてください。